

市内島二丁目で発生したガス爆発事故に関する 損害賠償請求について

本市は、令和2年7月30日（木）に市内島二丁目で発生したガス爆発事故について、下記により爆発事故の関係者に損害賠償請求を行います。

記

- 1 内 容 不法行為に基づく損害賠償請求（民法709条、717条など）
- 2 相手方 6者
※店舗経営者、建物所有者など、現時点で把握している関係者
- 3 請求額 約550万円（令和3年2月3日時点）
※今後追加費用が生じた場合、改めて請求する。
- 4 内 訳 主な請求の内訳は次のとおり
 - ・爆発現場周辺の市道清掃に係る経費 約130万円
 - ・災害見舞金の支給に係る経費 約130万円
 - ・避難所運営等に要した経費 約100万円
 - ・災害ごみの回収に係る経費 約70万円
 - ・固定資産税及び都市計画税の減免に係る経費 約70万円
 - ・その他（街路樹復旧費等） 約50万円
- 5 回答期限 令和3年3月31日まで
※賠償の意向等について書面で回答を求める。
- 6 対 応 相手方の対応を踏まえ、弁護士に相談しながら請求手続を進める。